

# 妊婦のための支援給付

妊婦支援給付金を妊娠した方ご本人に支給します

妊娠1回につき

妊娠した子ども1人につき

**5万円** ・ **5万円**

妊婦支援給付金(1回目)

妊婦支援給付金(2回目)

申請受付後、支払決定通知により支給日をお知らせします

## 1. 対象者

### 妊婦支援給付金(1回目)【妊婦給付認定の申請】

以下のすべてにあてはまる方

- ・ 令和7年4月1日以降において国内に住所があり、かつ妊婦である（あった）方  
（この制度では、「医療機関で胎児心拍が確認できた」ことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。）
- ・ 申請時点で三豊市に住所がある方
- ・ 他の自治体で妊婦支援給付金（1回目）を受け取っていない方

### 妊婦支援給付金(2回目)【妊婦した子どもの数(胎児の数)の届出】

以下のすべてにあてはまる方

- ・ 三豊市で妊婦給付認定を受け、出産予定日（令和7年4月1日以降）の8週間前の日（流産・死産・人工妊娠中絶はその日）に到達された方
- ・ 届出時点で三豊市に住所がある方
- ・ 他の自治体で妊婦支援給付金（2回目）を受け取っていない方

## 2. 申請期限(時効) ※時効後の申請はできませんのでご注意ください

### 妊婦支援給付金(1回目)

- ・ 医療機関で妊娠が確定した日から2年後の前日まで

### 妊婦支援給付金(2回目)

- ・ 出産予定日の8週間前の日（流産・死産・人工妊娠中絶はその日）から2年後の前日まで

## 3. 三豊市から転出する場合について

妊婦給付認定後、三豊市から市外へ転出された場合は認定が取り消されます。  
三豊市で未受給の給付金がある場合は転出先市町村で認定申請を行ってください。

## 4. 流産・死産・人工妊娠中絶をされた場合について

医療機関で胎児心拍確認後に流産、死産、人工妊娠中絶で妊娠が継続されなかった場合も  
妊婦支援給付金の支給対象になります。

詳しくは三豊市子ども家庭センター「なないろ」までお問い合わせください。

<問合せ> 三豊市子ども家庭センター「なないろ」  
(三豊市子育て支援課内)  
TEL 0875-73-3016 / FAX 0875-73-3023